

市第57号議案

戸塚区における町区域及び字区域の変更

次のように戸塚区において町区域及び字区域を変更する。

平成23年12月 6 日提出

横浜市長 林 文子

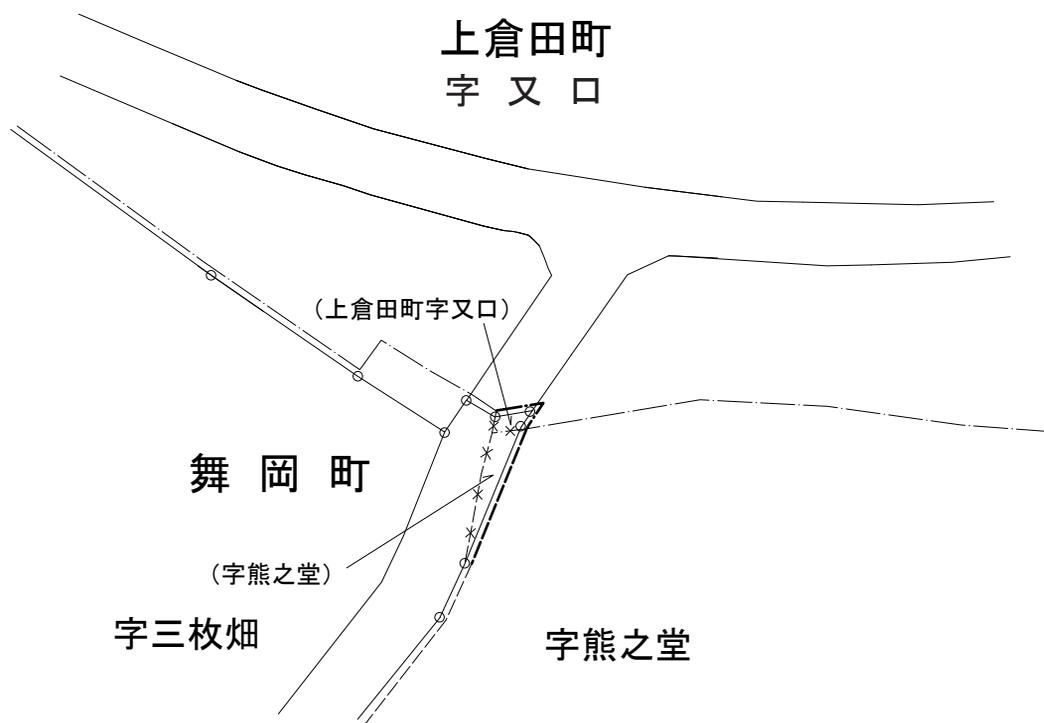
1 町区域の変更

変更後の区域	変更後の区域に編入する現在の区域	
町名	町名	区域図
戸塚区 舞岡町	戸塚区上倉田町の一部	別図のとおり

2 字区域の変更

変更後の区域	変更後の区域に編入する現在の区域	
字名	字名	区域図
戸塚区 舞岡町字三枚畑	戸塚区上倉田町字又口の一部	別図のとおり
	戸塚区舞岡町字熊之堂の一部	

戸塚区における町区域及び字区域の変更図



凡 例	
———	新町界
-×-×-×-	旧町界
———	町界
———	新字界
-×-×-	旧字界
———	字界
(上倉田町字又口)	旧町名又は旧字名
—○—○—	土地改良事業施行地区界

提 案 理 由

横浜市戸塚区舞岡土地改良事業の施行に伴い、戸塚区舞岡町の町区域及び同区同町字三枚畑の字区域を変更したいので、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により提案する。

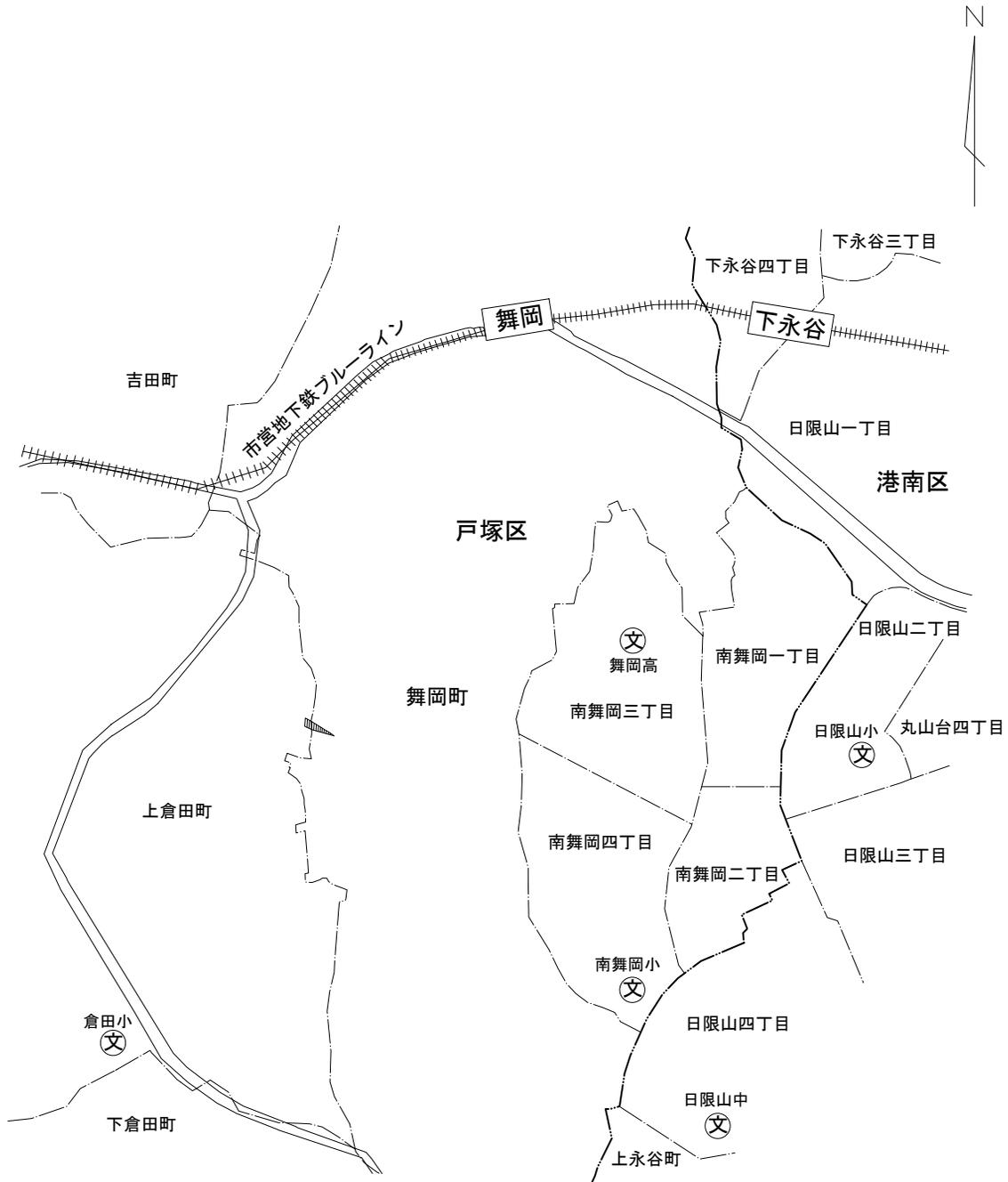
参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

第 260 条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

（第 2 項及び第 3 項省略）

戸塚区における町区域及び字区域の変更位置図



凡 例	
———	区 界
———	町 界
▨▨▨▨	町区域及び字区域 変更箇所